

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所利益相反管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所利益相反ポリシーの定めに基づき、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)の職員等の利益相反を適切に管理し、かつ、職員等の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (1) 本研究所の常勤の研究員
- (2) その他第4条に規定する委員会が指定する者(利益相反管理の対象)

第3条 この規程に基づく利益相反の管理は、前条各号に規定する者が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

- (1) 研究所外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動(企業等への兼業、共同研究、受託研究等)を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭(給与、謝金、原稿料等)若しくは便益(物品、設備、人員等)の供与又は株式等の経済的利益(公的機関から受けたものは除く。)を得る場合
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) その他次条に規定する委員会が対象とすることを認める場合

第2章 利益相反管理委員会

(設置)

第4条 利益相反を適正に管理するため、利益相反管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第5条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること。
- (3) 利益相反に関して個々のケースが本研究所として許容できるか否かに関すること。
- (4) 利益相反管理のための調査に関すること。
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。
- (6) その他本研究所の利益相反に関する重要事項

(利益相反管理のための調査)

第6条 前条第4号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言指導等
- (4) 状況観察
- (5) その他利益相反管理のための調査に必要と認める方法

2 前項各号に掲げる調査の実施手続は、管理委員会が決定する。

(審査、勧告、決定等の手続)

第7条 管理委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、利益相反状況を審査し、第2条に規定する者の利益相反に関して、本研究所として許容できるか否かについて判定する。

- 2 管理委員会は、前項の規定による審査の結果、改善が必要と判断した活動を行う者に対しては、改善勧告を行うものとする。
- 3 管理委員会は、前項の改善勧告を行った場合は、当該活動を行う者の状況を観察する。
- 4 第2項の規定により、改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により管理委員会に再審査を請求することができる。
- 5 管理委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行うものとする。
- 6 管理委員会は、再審査の請求に係る活動について改善が必要であると判断した場合は、その旨を委員長に報告し、改善が必要でないと判断した場合は改善勧告を取消し、その旨を再審査を請求した者に通知する。
- 7 委員長は、前項の報告を受けた場合において当該活動について改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取消し、その旨を当該活動を行った者に通知する。

(利益相反自己申告書等の保存)

第8条 管理委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理し、及び保存する。

(研修の実施)

第9条 管理委員会は、第2条各号に掲げる者のうちから、利益相反管理の対象となり得る者を中心として、必要に応じて研修会を開催する。

(研究所外への情報公開)

第10条 管理委員会は、本研究所の利益相反に関する情報を必要な範囲で研究所外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 利益相反に関する研究所外からの調査等に対しては、管理委員会が対応する。

- 3 管理委員会は、研究所外への情報公開に当たって、本研究所員その他の者の個人情報
の保護に留意するものとする。

(組織)

第11条 管理委員会は、研究所長が指名する5名以上の委員をもって組織する。

- 2 前項の研究所長が指名する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第12条 管理委員会に委員長を置き、研究所長をもって充てる。

- 2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、
あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第13条 管理委員会は、原則として年1回開催する。ただし、必要と認めるときは、臨時に開
催することができる。

(定足数及び議決)

第14条 管理委員会は、委任状を含め委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、
出席者の過半数をもって決する。

(意見の聴取)

第15条 管理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこ
とができる。

第3章 秘密の保持

(委員等の義務)

第16条 管理委員会の委員並びに第15条の規定により管理委員会に出席を求められた者
は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とす
る。

第4章 雑則

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、別に定め
る。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は、平成23年3月10日から施行する。